

信州大学理学部同窓会会則

総 則

第1条 本会は、信州大学理学部同窓会と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦と連絡を図り、母校との連携を緊密にし、その発展に寄与することを目的とする。
本会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会報の発行
2. 会員名簿の発行
3. 学部行事への支援
4. 各科同窓会への支援と交流を図る
5. その他必要と認められる事項

第4条 本会は、必要に応じて各地に支部を置くことができる。支部の設置は理事会の承認を得るものとする。
ただし、支部の運営に関する事項は各支部が定める。

第5条 本会は、事務局を松本市旭3丁目1番1号 信州大学理学部内に置く。

会 員

第6条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 正会員：信州大学理学部、同大学院（理学部）に在籍した者
信州大学文理学部自然科学科に在籍した者
2. 特別会員：信州大学理学部の教職員ならびに教官・教員、その他職員として在籍した者
3. 前項以外の有志の者

第7条 会員は、勤務先、住所、その他に変更が生じたときは、速やかに事務局に連絡するものとする。

第8条 本会对して著しい不都合のあった会員は、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

役 員 等

第9条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 4名
3. 理 事 若干名
4. 幹 事 若干名
5. 監 査 2名

第10条 前条の役員は、次の職務をつかさどる。

1. 会長は本会を代表し、会務を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行するとともに本会の運営に当たる。
3. 理事は理事会の属する事項を処理し、会員の代表として本会の運営に当たる。
4. 幹事は会員との連絡に当たるほか、会長、副会長及び理事に協力して本会の運営に当たる。
5. 監査は本会の会計を監査する。

第11条 前条の役員は、次により選出し、委嘱する。

1. 会長は、総会において正会員より選出する。
2. 副会長、理事、幹事、監査は、総会において正会員より選出し、会長が委嘱する。

第12条 本会の役員の任期は、3年とする。

第13条 本会の事務は、役員が分担する。ただし、会務を円滑に処理するために、必要により事務職員等を雇用し又は理学部事務部に事務の一部を委嘱することができる。

第14条 本会に必要な応じて委員会を置くことができる。委員会に関する事項は、理事会の議を経て会長が決める。

名誉会長および顧問

第15条 本会に名誉会長を置く。

第16条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、重要の事項について会長の相談に応ず。

会議

第17条 総会

総会は会長が召集し、原則として3年毎に開催し、次の事項を審議決定する。

1. 事業および決算・予算に関する事項
2. 役員の選出および顧問の推挙
3. 基本財産の管理および処分に関する事項
4. 本会の運営に関する重要事項

第18条 会長が必要と認めたとき、又は200名以上の会員の要求があったとき、会長は臨時総会を開催するものとする。

第19条 総会の議長は、その都度出席正会員の中から選出する。

第20条 総会の招集は、少なくとも十日前にその会議に付議すべき事項、日時、場所等を記載した書面、又は会報により会員に通知するものとする。

第21条 総会に出席できない会員は、あらかじめ文書をもって意見を表示し、又文書をもって出席会員に評決を委任することができる。

第22条 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。総会の議事の要項及び議決した事項は、会報等により会員に通知するものとする。

第23条 総会には議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名捺印の上これを保存する。

第24条 理事会は、会長・副会長・理事によって組織し、総会に次ぐ決定機関とする。会長が召集し、毎年1回開催し、本会の必要事項を審議決定する。

第25条 理事会は、理事会構成員の2分の1以上出席しなければ開くことができない。理事会の議長は、会長とする。理事会の議事は、出席者の過半数で決する。理事会は、必要により役員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第26条 幹事会は、会長・副会長・幹事によって組織し、会務を執行する。幹事会は、会長が必要と認めたときは随時召集できる。また、必要に応じて幹事会役員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

会計

第27条 本会の経理は、入会金（入会予約金を含む）・寄付金その他の収入をもって充てる。

第28条 正会員は、入会金3万円を入会と同時に納入しなければならぬ（ただし入会金は分納することができる）。

第29条 理学部に入学の際に、入会金を納入した者には、在学中会報を無償に配布する。

第30条 名簿その他臨時に要する費用は、その都度徴収する。ただし、会報代は原則として徴収しない。

第31条 次に掲げるものは、基本財産とする。

1. 入会金の10分の1相当額
2. 基本財産に指定された寄付金
3. その他総会の議決を経たるもの

第32条 本会の会計年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

附則 追加

この会則は、平成21年(2009)6月6日に改正、施行する。